

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市生活改善センター条例（昭和49年条例第18号）第9条	使用料の減免	農政課 産業振興課

1 審査基準は、次に該当する場合とする。

障害者基本法第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」）が個人で使用するとき及び障害者の福祉の増進に資するものと認められたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。

ア) 「福祉の増進に資するもの」とは

- ①障害者が参加することを目的とした集会等のために使用する場合
- ②使用する者の半数以上が障害者（介護者を含む）である場合

イ) 「営利を目的とする場合」とは

- ①入場料を徴する場合
- ②販売を目的とする場合

（参考資料：平成9年4月1日障害福祉課交付 障害者の使用等に係る市施設使用料の減免について）

2 標準処理期間は、3日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。